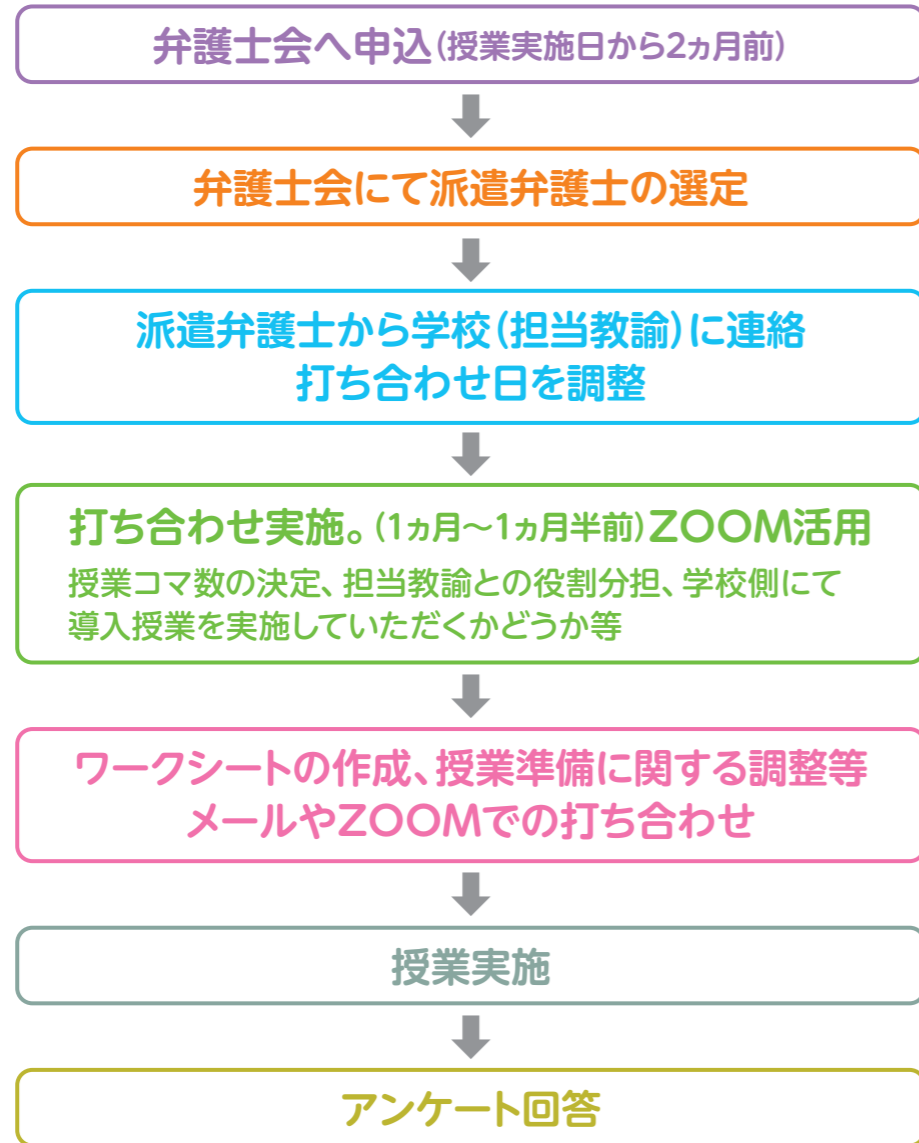


【弁護士の授業活用のメリット】

- 日常的に社会内の法や規範の役割、契約や法的紛争、司法に触れていて、公共的な空間における基本原理に精通しており、より現実に即した授業ができます。
- 社会生活上における法律の専門家として様々な紛争を取り扱っており、社会に現れる紛争や問題を検討し解決を模索することに慣れているため、より実践的な授業ができます。
- 福岡県弁護士会法教育センターでは、中学校・高等学校などを対象に毎年100クラス以上に弁護士を派遣しており、蓄積されたノウハウをもとに実のある授業の実施ができます。

【お申し込みの流れ】



※弁護士の派遣人数や派遣費用についてはご相談に応じます(例:クラス単位の派遣等)



～連絡先/問い合わせ先～

福岡県弁護士会 法教育センター

TEL:092-741-6416 FAX:092-715-3207

受付時間:月曜日～金曜日 午前10時～12時/午後1時～5時



福岡県弁護士会ホームページは
こちらから

福岡県弁護士会 検索

福岡県弁護士会法教育センター

法教育 出前授業

公共

～ 弁護士と一緒に授業をやりませんか ～

2022年4月から、新学習指導要領に基づき、新科目「公共」が必修科目となりました。新学習指導要領では、「対話的・主体的で深い学び」を求めるとされ、また、「公共」の科目構造を三つの大項目から構成するとされています。

福岡県弁護士会では、これまでの出前授業のノウハウを活かして、新しい「公共」の授業を、学校の先生と弁護士が共働して行うための「公共」の授業案を作成しました。それぞれの授業案は、具体的な事例や制度を想定し、事前のリサーチやディスカッションを通じて生徒が対話的・主体的で深い学びを得られるような授業案になっています。

日頃から社会内の紛争を扱い、社会問題の解決を目指している専門家である弁護士の授業を活用してみませんか。

授業案

授業案 1

民主主義

〈授業テーマ〉

「民主主義の本当の意味」について考えてみよう

【授業の構成例】(50分1コマ)

民主主義・多数決の限界が問題となるミニクイズを行った後に、みかん畑の高速道路建設による強制収用(実際にあった事例を編集したもの。)について取り扱う。

【授業のねらい】

公共の学習指導要領「A 公共の扉」において、理解すべき基本的概念として「民主主義」があげられています。

しかし「民主主義」は、多数決で決めさえすればよいという単純なものではありません。物事を決めるにあたって、利害関係が生じる者に具体的にどのような利益、不利益が生じるのかを検討してもらい、調整の余地がないのかを探ることが重要です。

このことを生徒に理解してもらうために、まず多数決の限界に関するミニクイズを行います。

その後、みかん畑付近の住民の不利益と高速道路建設による利益が問題となるみかん畑の強制収用の事例を取り扱い、利害関係者の具体的な利益、不利益に目を向けてもらい、上記ねらいを達成しようとするものです。



授業案 2

ワークルール

〈授業テーマ〉

「非正規雇用問題」について考えてみよう

【授業の構成例】(50分×2コマ)

1限目: 教科書に記載された労働に関する記載や知識を確認。非正規雇用問題に関する新聞記事等の資料を読み、非正規雇用の問題点を掘り下げ、使用者側、労働者側それぞれの視点で考える。

2限目: 1限目で確認した非正規雇用問題について、使用者側、労働者側で分かれて改善策を議論するとともに、労働関係諸法令の内容や趣旨を確認する。

【授業のねらい】

雇用に関する問題は、学習指導要領「B 自立した主体としてのよりよい社会の形成に参画する私たち」の中で「雇用と労働問題」としてテーマ設定がされています。また、今後、社会の中で働く高校生にとって雇用に関するテーマは身近なものです。ここでは、「非正規雇用問題」にスポットを当て、基本的な知識を確認するとともに、新聞記事、統計資料の読解により現状を把握するとともに、非正規雇用問題の解決策について、労働関係法令の趣旨等も踏まえながら議論し、理解を深めていくことをねらいとしています。



授業案 3

ジェンダー平等

〈授業テーマ〉

「医学部入試で、女性合格者が増えるように調整することは『平等』の観点から問題があるか」考えてみよう。

【授業の構成例】(50分×2コマ)

1限目: 「社会は本当に男女平等?」

～女性医師が少ない理由について、統計から考えてみよう～

2限目: 「医学部入試で男女別の合格者数を調整することは許される?」

～「平等」の観点から考えてみよう～



【授業のねらい】

日本では、なぜ女性医師が少ないのでしょうか?

2018年に発覚した医学部入試の男女差別問題。

女性医師が少ない背景と原因を「男女平等」「ジェンダー平等」の観点から考えていきます。そして、「法の下での平等」を実現するための積極的差別是正措置(アファーマティブ・アクション)の課題を取り上げ、「許される区別」と「許されない差別」の境界について、多面的・多角的に考察することを狙いとしています。

本テーマを通じて、学習指導要領の大項目「A 公共の扉」の「公共的な空間における基本的原理」の一つである「人間の尊厳と平等」、及び、大項目「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の中の「法や規範の意義及び役割」を学習することができます。